

大気汚染防止法の届出案内

一 般 粉 じ ん 発 生 施 設

届出窓口：環境対策課大気係

仙台市役所二日町第二仮庁舎 5階
(青葉区二日町6-12 MSビル二日町)

直通電話 214-8222

仙 台 市 環 境 局 環 境 部

(令和7年3月)

目 次

1. 届出	
(1) 届出を必要とする地域	2
(2) 届出を必要とする施設の主なもの	2
(3) 設置届	3
(4) 使用届（経過措置）	3
(5) 構造等の変更届	3
(6) 氏名等の変更届	3
(7) 使用廃止届	3
(8) 承継届	4
(9) 添付資料	4
2. 構造等の基準	5

大気汚染防止法【一般粉じん発生施設】

1. 届出

(1) 届出を必要とする地域

仙台市内全域

(2) 届出を必要とする施設（施行令別表第二）

	施設の種類	規 模
1	コークス炉	原料処理能力が1日当たり50トン以上であること。
2	鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	面積が1,000平方メートル以上であること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	ベルトの幅が75センチメートル以上であるか、又はバケットの内容積が0.03立方メートル以上であること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が75キロワット以上であること。
5	ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと及び密閉式のものを除く。）	原動機の定格出力が15キロワット以上であること。

※ 「鉱物」とは、鉱業法第3条第1項に規定する鉱物およびこれに類するボーキサイト、岩塩等の国内に産しない鉱物ならびにコークス、硫酸焼鉱、鉱石のペレット、化学石こう、カーバイト等をいい、土石には石炭灰も含むものとする。「岩石」とは採石法第2条に規定する岩石をいい、破碎等したものは、岩石と土石の混合物とする。「土石」とは、鉱物以外の一般の土石類をいい、コンクリートがら、廃アスファルト、墓石もこれに含まれる。

※ 密閉構造とは、発生した粉じんが施設外の大気中に排出しない構造をいう。例えば、バッチ式の完全密閉、ウォーター・タイト構造、あるいは装入口、排出口に続く施設の相当部分がカバーされているものが該当する。

※ ベルトコンベアーの場合は、ホッパー、破碎機等の施設で区切られ、定置された一連のコンベアー単基の集合を全体で一施設とする。

※ 適用除外等について、電気事業法に規定する電気工作物、ガス事業法に規定するガス工作物又は鉱山保安法に定める施設で該当する施設については、関東東北産業保安監督部東北支部に届出をしてください。

詳しくは、関東東北産業保安監督部東北支部(022-263-1111(代表))にお問合せ下さい。

なお、改善命令等及び緊急時の措置については、適用除外になりません。

(3) 設置届

- ・一般粉じん発生施設を設置する場合には事前に届出が必要です。
- ・届出書類は、施設の種類ごとに正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。

様式第 3 + 別紙 1 から別紙 4 のうちいずれか + 添付資料

別紙 1 : コークス炉

別紙 2 : 堆積場

別紙 3 : コンベア

別紙 4 : 破碎機、摩砕機、ふるい

(4) 使用届出〔経過措置〕

- ・法改正などにより新たに届出を必要とする施設が指定された際現にその施設を使用している場合には 30 日以内に届出が必要です。
- ・届出書類は、施設の種類ごとに正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。

様式第 3 + 別紙 1 から別紙 4 のうちいずれか + 添付資料

(5) 構造等の変更届

- ・届出された一般粉じん発生施設の構造、使用の方法、管理の方法について変更しようとするときは事前に届出が必要です。
- ・届出書類は、施設の種類ごとに正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。

様式第 3 + 別紙 1 から別紙 4 のうちいずれか + 添付資料

(6) 氏名等の変更届

- ・届出された一般粉じん発生施設について、届出者・事業所の名称や住所に変更があったときはその日から 30 日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は、正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第 4

(7) 使用廃止届

- ・届出された一般粉じん発生施設の使用を廃止したときはその日から 30 日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は、正 1 部、副 1 部の計 2 部提出して下さい。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第 5

(8) 承継届

- ・届出された一般粉じん発生施設を譲り受け、又は借り受けた者はその日から30日以内に届出をすることが必要です。
- ・届出書類は、正1部、副1部の計2部提出して下さい。
- ・担当者に事前相談の上、電子メールでの提出が可能です。

様式第6

(9) 届出先

仙台市環境局環境部環境対策課大気係

住所：〒980-8671

仙台市青葉区二日町6-12 MSビル二日町 5階

電話：直通 022-214-8222

メール：kan007120@city.sendai.jp

(10) 添付資料

- ①一般粉じんの発生及び処理に係る操業のフローシート
- ②一般粉じんの発生施設、処理施設及び飛散防止施設の配置図

2. 構造等の基準

一般粉じん発生施設を設置している者は、構造並びに使用及び管理に関する基準を遵守しなければなりません。

	施設の種類	構造等に関する基準
1	コークス炉	1 装炭作業は、無煙装炭装置を設置するか、装炭車にフード及び集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。 2 窯出し作業は、ガイド車にフードを設置し、及び当該フードからの粉じんを処理する集じん機を設置するか、又はこれと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。ただし、ガイド車又はガイド車の走行する炉床の強度が小さいこと、ガイド車の軌条の幅が狭いこと等によりガイド車にフード設置することが著しく困難である場合は、防じんカバーを設置して行うこと。 3 消火作業は、消火塔にハードル、フィルター又はこれらと同等以上の効果を有する装置を設置して行うこと。
2	鉱物（コークスを含む。以下同じ。）又は土石の堆積場	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物又は土石を堆積する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 散水装置によって散水が行われていること。 3 防じんカバーでおおわれていること。 4 薬液の散布又は表層の締固めが行われていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
3	ベルトコンベア及びバケットコンベア（鉱物、土石又はセメントの用に供するものに限り、密閉式のものを除く。）	一般粉じんが飛散するおそれのある鉱物、土石又はセメントを運搬する場合は、次の各号の一に該当すること。 1 一般粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 コンベアの積込部及び積降部にフード及び集じん機が設置され、並びにコンベアの積込部及び積降部以外の一般粉じんが飛散するおそれのある部分に第三号又は第四号の措置が講じられていること。 3 散水装置によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。
4	破碎機及び摩砕機（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。） ふるい（鉱物、岩石又はセメントの用に供するものに限り、湿式のものと密閉式のものを除く。）	次の各号の一に該当すること。 1 粉じんが飛散しにくい構造の建築物内に設置されていること。 2 フード及び集じん機が設置されていること。 3 散水装置によって散水が行われていること。 4 防じんカバーでおおわれていること。 5 前各号と同等以上の効果を有する措置が講じられていること。